

## 地域再生推進委員会開催要綱

### (設置)

1. 内閣府において地域再生推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (任務)

2. 委員会は、地域再生制度の施策のあり方等の評価並びに特定政策課題の解決に資する地域の取組の先駆性等の評価、特定政策課題の解決に資する取組による課題解決状況等の評価及び特定地域再生制度の施策のあり方の評価等に関する事項について調査・検討を行うことを任務とする。

### (構成)

3. (1) 委員会は、学識経験者等の委員で構成する。  
(2) 委員長は委員が互選する。

### (招集)

4. 委員会は、委員長が招集する。

### (委員会の開催)

5. 委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。ただし、委員長は、やむを得ない理由により委員会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴することをもって、委員会に代えることができる。

### (議事の公開)

6. 委員会は原則として公開とし、委員会の議事要旨を作成し、委員会終了後速やかに公開する。但し、委員長が公開することにより支障があると認める場合には、委員会の全部又は一部を非公開とすることができるほか、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

### (専門部会)

7. (1) 委員会は、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。  
(2) 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

### (庶務)

8. 委員会の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

### (雑則)

9. この要綱に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定め

る。

(附則)

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

(附則)

1. この要綱は、平成25年7月30日から施行する。
2. この要綱施行の際、現に地域再生評価・調査検討会の座長及びメンバーであった者は、それぞれ委員会の委員長及び委員とみなす。